

2025年度日高教第3回定期中央委員会を開催

―― 当面の取り組みを強化するとともに、全国教研の成功をめざす！ ――

日高教は11月4日、東京都千代田区において2025年度第3回定期中央委員会を開催した。山能書記次長による資格確認の後、小桧山中央執行副委員長の開会宣言、議長には徳島高教組の青山中央委員を選出し、議事運営委員には栃木高教組の若林中央委員、記録を由田中央執行委員に委嘱した。鯉沼中央執行委員長は、教育23団体に代表出席した際に、「定数改善」「教員の担う3分類」「教員の処遇改善」「平等な教育保障」「財源確保」が挙げられたことについてふれ、松本文科大臣や政党の教育部門担当者も来賓として参列し、教育の未来に対しては一丸となり予算確保に務める姿勢が見られ、文科省や国・中央としても予算獲得に前向きであると報告した。その後、落合書記長が一般経過報告を行い、承認された。続いて、山能書記次長による2025年度会計報告(中間)および近藤会計監査委員からの監査報告を行い議事に移った。各議案の審議の概要は次のとおりである。

第1号議案 「当面の取り組みに関する件」では、政治、経済、人事委員会勧告の状況、教育情勢や教職員の待遇・勤務条件等をめぐる情勢を踏まえ、執行部から当面の取り組みとして17本の提案があり、全ての提案が承認された。

提案・承認された項目(マーカー部分は本年度新たに追加、修正)

- (1) 教職員の働き方改革が実効あるものとするために、学校と教師の業務の3分類について勤務実態が改善できるものとなるよう、教職員の業務量縮減および高校標準法の改正等を求める。
- (2) 教職員が授業に集中するため、児童生徒の安全管理やICTを活用した学習支援、部活動指導業務・個別最適な学習支援・会計業務など学校と教師が担う業務の3分類に即して負担を軽減できるよう教員業務支援員等の外部人材の拡充を求める。
- (3) 主務教諭の設置や担任手当などにより、同僚間の軋轢が生じないよう職場の民主化を保ち、不当な人事評価や管理強化につながらないように求める。
- (4) 高齢期雇用に関しては、定年引上げ後職員および暫定再任用職員の職務に応じた賃金・労働条件の確保を求める。
- (5) 予算確定期の取り組みを強化するため、日高教秋季独自要請行動(11月)を開催し、関係各省要請および県選出国會議員要請行動を実施する。
- (6) 教職員給与の在り方および教職員の働き方改革については、「給与改善のための調査」の結果にもとづき、日高教の意見反映を求め、関係機関に働きかけていく。
- (7) 教職員給与については、他の教職員団体との連携を図り、共通の要望については文科省、総務省、財務省、こども家庭庁、全国人事委員会連合会等に対する要請を行うとともに、各単組に対する情報提供等を迅速に行う。
- (8) 日高教の基本的な方針にもとづき、教職調整額10%への段階的引上げの確実な実施、および義務教育等教員特別手当・担任手当・特別支援学校の給与の調整額の調整数の改善を求める。
- (9) 第71次全国教育研究集会(11月22日、愛媛県)を開催し、学校現場における主体的な教育研究を深めるとともに、教育改革等に対応した意見反映を求める取り組みを行う。
- (10) 東日本大震災はじめ全国各被災地における学校教育の復興・再生のため、引き続き必要かつ実態に応じた措置を求める。
- (11) 教育関係23団体と連携し、教育予算の増額、教職員定数の改善、長時間勤務の是正を求める。
- (12) 中央において、給与・諸手当・教育制度等に関する情報収集を行い、単組への速やかな情報提供など、情宣活動を活発にする。
- (13) 関係諸団体と連携し、情報交換や要望書の提出を含め、広範な運動を進める。
- (14) 「2025人事委員会勧告」および「2026地方財政確立」に向けて、公務労協等が開催する会議、中央集会等に参加する。
- (15) 中教審などの動向を注視し、教育施策等に対する日高教としての意見反映に努める。
- (16) 加盟組織に関する課題解決に向けた取り組みを引き続き図るとともに、日高教の今後の在り方についての意見交換を実施する。
- (17) 加盟組織拡充に向け、日高教の活動を広報する。また、組織維持に向け、加盟単組の負担を軽減しつつ、効果的な活動が行えるよう支援する。
- (18) その他、必要に応じて有効な活動を行う。

第2号議案 「2025年度会計報告(中間)並びに会計監査報告に関する件」では、一般会計及び特別会計の各項目について審議を行い、原案通り承認された。

第3号議案 「2026年度役員選挙に関する件」は、原案通り承認された。なお、選挙管理副委員長及び執行委員の役員定数については今後の財確・役対委員会によって決定する。

第4号議案 「2026年度日高教行事計画(案)に関する件」は、原案通り承認された。最終的には、次回の第4回定期中央委員会で確定する。

第5号議案 「その他に関する件」では、11月22日に開催される第71次全国教研に関する事項について、承認された。

最後に、廣瀬中央執行副委員長から閉会宣言があり、第3回定期中央委員会を終了した。



開会の挨拶をする
小桧山中央執行副委員長



挨拶をする
鯉沼中央執行委員長



議運を務める
若林中央委員

2025日高教秋季独自要請行動

政府予算確定期に向けて、文科省・総務省・厚労省・財務省・こども家庭庁
および国会議員に要請！

日高教は、11月4日、令和8(2026)年度政府予算編成期を目前に控え、教育環境の充実、教職員の待遇および勤務条件等の改善等をめざして、中央委員・中央執行部・各県教材部長を中心とした26名による「日高教秋季独自要請行動」を実施した。文部科学省・総務省・厚生労働省・財務省およびこども家庭庁の関係各省庁に対して、各県の状況を踏まえた要請を行った。また、各単組において各県選出国会議員要請行動も実施した。関係各省庁の主な要請内容および回答は以下の通り。

＜文科省要請＞

文科省からは、初等中等教育局財務課給与総括係長、初等中等教育局財務課定数企画係長、初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導第一係、初等中等教育局参事官（高等学校担当）付 高校教育無償化 PT 新規施策創造チーム専門職の5名が参加した。日高教からは菊池中央執行副委員長（愛媛）ら5名が参加した。



要望書を手交する菊池中央執行副委員長

日高教：1. 令和8(2026)年度文部科学省の概算要求事項について、政府予算案の確定、または予算案成立までに次の事項を反映されたい。
(1) 少人数によるきめ細かな指導体制の整備について、高校段階においても、1学級あたりの標準生徒数を全日制課程30人、定時制課程20人とし、高校標準法を改正することにより、教職員定数の抜本的な改善をされたい。特に、1人あたりの担当授業時数が、週15時間以下になるよう、取り組まれない。

文科省：高等学校の教職員定数については、収容定員に応じて算定される学級担任、教科担任等に必要な基礎的な教職員定数に加えて、習熟度別指導のための学級編成、学校規模に応じた加算や学校が抱える課題解決のための加配定数を措置しているところ。令和4年度学校教員統計調査によると国公立高等学校の教科担任の週教科等担任授業時数は約14時間となっている。そのため、まずは教職員定数の総数のなかで、各学校の特性や状況を踏まえ、学校設置者において効果的に教職員配置を講じていただきたいと考えている。

日高教：1学級あたりの標準生徒数を30人とするよう要望しているが、物理的な距離はとても重要であることを実感しており、30人であれば、しっかりと指導が行き届く。次年度概算要求では、中学校において35人学級の定数改善が盛り込まれているが、この改善を高校まで波及させていただき、最終的には30人までの改善をお願いしたい。また、高校で学ぶ内容はレベルが高く、高校入試を実施することで一定水準の学力を有した生徒が入学することは重要である。しかしながら、少子化の影響で多くの学校において定員割れが生じており、全入状態となっている現状がある。そのため、近年発達障害の症状が見られる生徒が多く入学してきている。保護者においても、特別支援学校ではなく、普通校に入学させることを望む傾向にあり、年々その数は増加していると感じている。発達障害をもつ生徒はマンツーマンで対応することで大きく成長する可能性があり、少人数による指導が望ましい。多様な生徒が増加しているなかで、40人学級による一斉授業を実施することに限界を感じており、習熟度別に分けて対応するなど工夫をしているが、教員不足の状況のなか、現場の負担が増している。是非高校段階においても基礎定数の改善を図られたい。

日高教：(5)令和8年度の文科省概算要求で示された部活動指導手当の3時間4,800円への拡充については、部活動の地域展開、部活動指導の拠点校制度移行の重要な過渡期であることに鑑み、確実な予算措置を図られたい。

文科省：部活動指導関係については、義務教育段階では財務省と高校段階では総務省と調整をしているところである。現時点で今後どうなるかは申し上げられないが、引き続きしっかりと取り組んでいきたい。部活動の地域展開については、義務教育段階で多くの事例が上げられているが、高校段階においても勤務実態調査の結果を見ると、中学校と同様に高校においても部活動指導が勤務時間に占める割合は大きく、働き方の観点からも課題があると認識している。われわれとしては、それぞれの地域の実情や義務教育段階と高校段階での違いなどがあるなかではあるが、学校における働き方改革のなかで是非地域展開を進めていただきたいと考えている。また、10月にスポーツ庁および文化庁から部活動のガイドラインの見直しについて話が出てきたところであるが、ガイドラインに沿って改革を進めていくことになるため、しっかりと注視していきたい。本年度の概算要求で部活動指導手当の増額を打ち出しているが、引き続き学校の教員に部活動を任せるのかというご意見をいただいている。しかし、そのような認識ではない。義務教育段階では、今後少なくとも土日の部活動指導については、地域展開されていくと認識しており、このまま計画通り進めば、部活動指導手当は義務教育段階では不要になると見通している。地域展開を進めるなかで課題も出てきており、例えば地方に行くと、兼職兼業をしてスポーツ・文化芸術活動に携わる方がいる地域がある。一方、受け皿がなく学校の教員に携わってもらわなければ対応できない地域もある。また、部活動指導員を配置して対応する事例もあるが、その場合に部活動指導手当と部活動指導員の待遇に差があるとの意見もある。この点については時限的な方法も含めて、その待遇の差を埋めていくための案を上げたいと考えている。今後地域展開がどのように進んでいくかは注視していかないといけないが、待遇のバランスを取りながら進めていきたい。われわれとしては、働き方改革の観点からも今後も部活動の地域展開を進めていきたいと考えている。

日高教：義務教育段階において部活動の地域展開が進んできていると実感しており、部活動改革が進んでいることに感謝している。部活動指導手当の改善について要望させていただいているが、部活動指導を担う上で、指導以外の様々な場面で費用がかかる現状がある。例えば、島根県では2030年に国民スポーツ大会（国スポ）が開催される予定となっており、競技力向上のための取り組みや大会運営のために審判等の役割を担うことが求められている。国スポの成功に向けて団結したいという想いで教職員の方々は審判に必要な資格の取得や更新等に自費で対応している。また、通勤手当においても、手当の性質上、休日の通勤手当は支給されていないが、遠距離通勤をしている方や競技力向上や大会運営に向けて取り組まれている方は休日に係る通勤費用（燃料費や維持管理費等）が負担となっている現状がある。部活動指導を担う上で、指導以外のとこ

ろで費用負担が生じている現状があることを踏まえて、部活動指導手当の改善をお願いしたい。

日高教：高体連に関する業務を担っている教員については、その業務に対する手当をもらえていない状況となっている。大会に生徒を引率する場合であれば、校務として扱うことができるかもしれないが、少子化の影響で所属する学校でチームを組めなくなったにもかかわらず、競技の大会運営には携わらないといけないといったケースが生じている。一方、部活動に積極的に携わりたいと考えている教員は一定数おり、校務とは一切関係のない状況であっても、高体連の業務に積極的に携わっている方もいる。兼職兼業を認めていただけると、これらの業務に対する手当を支給することができると考えている。是非、兼職兼業を可能にすることを含めて、部活動の地域展開を進めていただきたい。

日高教：(9) 高校教育改革やそれに伴う施設の老朽化対策等の教育環境の整備を計画的かつ円滑に実施できるように交付金等の新たな財政支援を図られたい。

文科省： 交付金等の新たな財政支援については、3 党で議論されている内容と受け止めている。各対応については申し上げられないが、3 党で議論される内容を注視しながら対応してまいりたい。引き続き議論の行方を注視していきたい。

日高教： 本年、ある県で部活動中に体育館の天井からモルタル片が落下するという事案が生じた。幸いけが人はなく、大事には至らなかったが、もし落下物が人に当たっていたら命に関わる可能性があった。県は長寿命化計画にもとづいて施設の改修を進めているが、施設の老朽化は深刻で急を要する状況にある。また、ある県では進学校の校舎、トイレ、体育館が1校分は新築されたが、その他は十数年以上経っても改善されない状況が続いている。また、OB から寄付金を集めて、施設を改修するといった対応を取ろうとした際に、施設は県の財産であるため、独自で改修しないよう指導された例もあり、なかなか施設の改善が進まないという実状がある。国から様々な交付金が支給されていることには感謝しているが、国の対応と県の対応のスピード感に大きな差がある。自由に使える予算ではなく、いわゆる紐付きの予算としていくことが大切だと感じている。教室へのエアコンの設置については福島県においてはほぼ全ての学校に設置が完了しており、この予算は紐付きであったからこそ円滑に進められたと認識している。施設の改善に係る予算については、具体的にどのような改善に使える予算なのかを明確にし、紐付きで措置されたい。最後に、体育館と特別教室へのエアコンの設置に係る予算については、国からは措置されていないと承知している。避難所に指定された体育館へのエアコンの設置は各県進んでいる様子であるが、全ての体育館と特別教室へのエアコンの設置が進むよう、国からも予算措置をお願いしたい。

文科省： 各自治体に措置されている交付金については、自治体の事情によりその用途は様々であると認識している。教育に充てられる予算については自治体の判断になる。今ある学校の施設の多くは高校生が急増した時期に建設されており、長い年月が経過し、老朽化が進んでいることについては承知している。各自治体からもエアコンやトイレをはじめ施設の改善についてのご意見を多くいただいているところである。われわれとしても改善を進めていきたいと考えており、どのように調整、実現していくかが課題となっている。高校教育については政治の調整の動きを注視しながら、対応を検討していきたい。

日高教：(14) 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策の推進について、いじめ対策についてはこども家庭庁との連携を図りつつ、不登校児童生徒等へのアウトリーチ支援にもとづき、高校・中等教育学校および特別支援学校の児童・生徒にも確実に推進できるよう、予算を確保されたい。また、学びの多様化学校について高校への設置も拡充されたい。

文科省： いじめ対策について、「こども家庭庁との連携」とあるが、学校は校地だけでなく、地域のプラットフォーム（基盤）も重要であり、必要に応じてこども家庭庁と連携をとって対応している。こども家庭庁においては、重大事態の際にいじめ調査アドバイザーによる助言等を行ったり、文科省においては、令和8年度概算要求でいじめ対応伴走支援チームのモデル構築を推進する方針を示したりと、学校と地域の両面からいじめ対策についてはしっかりと取り組む姿勢を見せているところである。不登校対策については、教育支援センターがしっかりと不登校支援の中心となり、地域に出向いて自宅から出られない児童生徒に対してアウトリーチ支援を行うことができるよう、令和8年度概算要求でも予算の確保に努めているところである。また、学びの多様化学校については、高校には現在11校設置されており、数としては小中学校と比べて少ない状況である。この点については高校も同様に設置促進に向け、予算確保も含めて取り組んでまいりたい。

日高教： 不登校になる生徒の原因には様々な理由がある。例えば、学力不足や身体についての悩み、発達障害、家庭に関する問題、国籍・言語における問題など多くの原因がある。このような問題を抱えた子どもたちに対してきめ細かい対応をしていくためには、われわれ教職員だけでは手が足りていないのが現状である。一方で、各県の状況を聞くと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが充実している学校では、不登校になっている生徒も比較的学校に足を運んでいるといった事例や、栃木県では、定時制・通信制において日本語指導員が配置され、生徒の国籍が多様化しているなか、手厚い指導が行えているといった事例が出てきている。さらに私が所属している学校では、昨年度から通級指導員が配置され、通級指導を本格的に実施しており、特別な支援を必要とする生徒が通級指導を受けながら、前向きに学校生活を送れている。このように外部人材が現場に与える影響は大きく、教員の業務の負担軽減につながっている。是非今後ともより多くの外部人材が配置できるよう予算措置していただきたい。また、外部人材の配置については、各自治体で対応は様々であり、例えば日本語指導員が全く配置されていない自治体もあると聞いている。さらに、自治体に対して日本語指導員の配置を要望したものの、その人材は学校側で見つけるように言われたケースもある。このように外部人材の配置については、地域において格差が生じている状況であるため、教育格差を是正し、全ての子どもたちが自分らしく安心して教育を受けられる環境を整備するためにも、予算措置をはじめ、各自治体への指導・助言にも努めていただきたい。

＜総務省要請＞

総務省からは、自治行政局公務員部公務員課 係長、自治行政局公務員部公務員課 給与能率推進室 係長、消防庁国民保護・防災部防災課 係長、総合通信基盤局電波部移動通信課 係長、総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課 係長の5名に対応いただいた。日高教からは廣瀬中央執行副委員長(島根)ら5名が参加した。



要望書を手交する廣瀬中央執行副委員長

日高教：1. 地方公務員法第24条2項にもとづき、地方公務員の生活が維持・改善できる給与水準を確保するよう各自治体に助言されたい。

総務省：地方公務員法、均衡の原則を含めた給料決定原則にもとづいて、各団体に適切に給与決定を行うよう、常に助言を行っている。人事院勧告、人事委員会勧告というのは、まさにその給与決定の原則のなかにある情勢適応の原則、「公務員の給与というのは社会一般の情勢に常に対応するものでなければならない」という条文を体現したものだと認識している。それを尊重して各団体に給与決定していただくというのが、地方公務員法において求められているものである。このことを踏まえて常に各団体に助言をしており、この助言は引き続き続けていきたい。

日高教：4(1)体育館の防災機能を高められるよう、エアコン設備の導入を推進されたい。

総務省：地方公共団体が、地方単独の事業として、例えば体育館などの指定避難所における空調設備の整備を行う場合は、その経費に関しては、緊急防災・減災事業債という形で地方財政措置が講じられている。また、その指定避難所における資機材、例えばスポットクーラーや暖房器具などの整備を行う場合も、経費については特別交付税措置を講じている。

日高教：緊急の場合における地方での対応の際に活用できる予算措置ということであるが、スポットクーラーを実際に設置している学校の実情を聞くと、施設全体を冷やすという機能はなく、大勢の人が体育館に集まった際、猛暑であれば、おそらく対応できないのではないかと学校側としては考えている。二次災害にもつながりかねないため、ぜひエアコンの設置をお願いしたい。

総務省：都道府県等の自治体が、単独事業として空調設備の設置であっても、緊急防災・減災事業債による地方財政措置が、指定避難所であれば講じられることになる。市町村や県の担当と相談いただいて、コミュニケーションを密に取っていただけると、前に進みやすいのではないかと考えている。

日高教：6. どの地域においても、児童生徒が自宅からリモート授業等をスムーズに受けることができるよう、5G 基地局、光ファイバー通信網等の情報通信環境の整備を促進されたい。また、全ての世帯がそれらを利用できるように支援体制を拡充されたい。

総務省：光ファイバーを整備していないエリアがまだあり、未整備エリアに、自治体もしくは電気通信事業者が光ファイバーを整備する際に補助を行っている。特に令和7年度の予算では、民間事業者の整備に対する補助率を上げており、その補助事業を活用していただいて、広く光ファイバーを整備していただきたい。5G 基地局の関係については、携帯電話等エリア整備事業という補助事業を実施しており、過疎地や辺地といった条件不利地域において、自治体や携帯事業者が事業主体となって5G 基地局の整備を行う際に支援を行っている。いただいた要望を踏まえ、情報通信環境の整備促進に向けて、引き続き通信事業者等への働きかけを行っていく。また、今後の地域協議会などで活用いただきながら、補助事業を通じて、教育現場における5G の利用環境構築に向けて取り組みたい。

日高教：通信網に関しては、電気・ガス・水道に並んだインフラとなっている。コロナ禍を受け、GIGA スクール構想が大きく進み、自宅にタブレットまたはパソコンなどを持ち帰って課題提出をするといった取り組みを行う学校も増えてきている。愛媛県に関しても、令和5年度より、総合教育センターで遠隔授業配信センターが設置され、県内の小規模校の教科指導等のさらなる充実を図るために、大学入試に対応した教科科目の授業や、習熟度別の授業等の配信を行っている。次年度からは学校再編にあわせて、昼間定時制と通信制を合わせた学校に配信センターが移り、今後ますます遠隔授業配信が活発に行われるという状況にあり、通信環境の整備については、補助等していただいているということで大変ありがたく思っている。引き続き、補助を進めていただきたい。また、学校に登校しづらい生徒や不登校生徒への対応に向けて、自宅で授業を受けられるような環境整備についても、今後必要になってくると考えており、そのような現状をお知りおきいただきたい。

総務省：引き続きその補助事業を活用していただいて、未整備エリアの解消には努めていきたいと考えている。光ファイバーの補助事業だと、離島は4/5、海底線や光ファイバーの海底ケーブルを引くのも合わせて、離島の島内を整備されるという場合は、4/5 補助をしている。これは離島でないところと比べて率を上げており、離島の整備を進めるという意味では差を設けて、事業を活用していただきたい。

日高教：7. 教育公務員をはじめとして地方公務員の高齢期雇用施策については、人材不足解消の観点を踏まえ、退職まで健康で安心して働ける公務職場となるよう勤務待遇条件を整備されたい。

総務省：基本的には職務の困難度や責任の度合というのは、現在の給与体系であると年齢が上がるにつれて高まっていくような体系になっており、職務に応じて給与が決定される。これも地方公務員法に定められている「職務給の原則」に沿って、給与を決定するように助言をしており、引き続き続けていきたい。給与以外の勤務条件の面から教員に限らず、地方公務員全般で受験者数や競争率が、減少傾向にある。このようななか、人材確保と定着に向けて、今まさに働いている方々の能力を最大限発揮できるような、魅力ある職場環境の整備が不可欠であると考えている。そのためには、長時間労働の是正や柔軟な働き方の実現等が重要であると認識している。特に、職員の長時間労働の是正をはじめとする働きやすい職場づくりにあたっては、人事委員会や自治体の長が、労働基準監督機関としての権限を適切に行使することが重要である。6月に決定した改正給特法の附帯決議においても、人事委員会や自治体の長の、労働基準監督機関としての役割について言及されたことも踏まえ、総務省としては、9月に人事委員会等の労働基準監督機関としての職権の行使や、人事委員会、教育委員会との連

携等について適切に対応するよう、助言を行ったところである。引き続き、自治体の職員が安心して職務に取り組めるよう、必要な支援を行っていく。

日高教：現在、各自治体における 60 歳以上の雇用については、定年延長や暫定再任用が並行して行われている。65 歳まで働く場として高齢期雇用があるが、定年延長であれば、栃木県であれば 7 割程度の給与になり、暫定再任用になると 6 割程度でさらにボーナスも半分になる。しかし、業務は一般の教員と変わらず、定数 1 としてカウントされている。そのため、60 歳時点で退職を判断する方が増えている現状がある。この高齢期雇用において、例えば省庁において業務の差をつけたりとか、企業において給与は減るが業務の差ができたりするなどの事例が集約されているのを知りたい。教員の場合は、生徒に学びを与えるうえで必要な専門性があり、年配になっても必要な校務を担い、業務が減らないなかで働かないといけない不安がある。皆様方の 60 歳以上の働き方を参考にできればと考えるが、実際総務省の方々においては、高齢期雇用によって業務量が変わるなどの事例はあるのか。

総務省：各省の事例は承知しておらず、総務省についてもどのように制度運用をしているということは答えられないが、管理職については、60 歳超に達したとき、役職が外れる制度がある。

日高教：皆様方としても実際に、60 歳以上まで働いてもよいと思える業務内容となっているか。

総務省：個々の意見を申し上げることはできないが、色々な自治体のヒアリングをすると、国家公務員も地方公務員も定年まで勤め上げることを前提で入ってきている人が減ってきているという声を聞いている。それが高齢期雇用の施策と直接結びつくかは、昨今の雇用情勢等色々な問題が絡み合っており、分らないところではある。事実としては、定年まで勤め上げようという若手職員が減ってきているという状況は認識している。



総務省要請の様子

＜厚労省要請＞

厚労省からは、雇用環境・均等局雇用機会均等課指導係長勝間田朋美、雇用環境・均等局雇用機会均等課指導係猪森菜月、雇用環境・均等局職業生活両立課坪田優花、職業安定局雇用保険課法規係鶴田慧、労働基準局安全衛生部労働衛生課メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室メンタルヘルス対策係木村優 5 名。日高教からは落合書記長（栃木）、藤原弘一中央執行委員（島根）ら 5 名が参加した。

日高教：1. 令和 8 (2026) 年度厚生労働省の概算要求事項について、政府予算案の確定、または予算案成立までに次の事項を反映されたい。

(6) 総合的ハラスメント防止対策事業や働く人におけるメンタルヘルス対策の促進を実効あるものとし、成果を公務員へも反映されたい。

厚労省：国は、労働者の心身の健康を守るため、メンタルヘルスとハラスメントの両面から対策を推進している。メンタルヘルス対策としては、労働安全衛生法にもとづき、長時間労働者への医師による面接指導や、従業員 50 人以上の事業場におけるストレスチェックの実施を事業者に義務付けている。今後は法改正により、このストレスチェック義務が 50 人未満の事業場にも拡大される予定であり、国は小規模事業場でも円滑に導入できるよう支援体制を整えていく方針である。一方、ハラスメント対策では、総合ポータルサイト「あかるい職場応援団」の運営や研修動画の配信などを通じて、防止に向けた周知・啓発活動を行っている。これらの資料は誰でも利用可能で、地方自治体にも活用を促し、社会全体でハラスメントのない職場づくりをめざしている。このように、国は法整備と情報提供を通じて、誰もが健康で安心して働ける環境の実現に努めている。

日高教：学校現場では精神的な不調で休職・退職する教員が増加している。休職後の復職プログラムは、必ずストレスの原因となった可能性のある元の勤務校で実施される点に課題がある。原因の場所に戻ることで辛い記憶がよみがえり、再び体調を崩すケースも少なくない。民間では別の環境で復帰支援を行うこともあるため、なぜ教員は元の学校に戻らなければならないのか。

厚労省：職業全般においては労働衛生課で所管しているが、公立学校教員を含めた地方公務員の健康確保の取り組みやメンタルヘルス対策については、一次的には文科省の所管になるところがあり、厚労省の労働衛生課からは回答することはできない。

日高教：精神疾患で休職する同僚が増えていることは、多くの職場に共通する深刻な課題である。重要なのは「予防」であり、周知啓発だけでは限界がある。人に相談できずに追い込まれてしまう人も多いため、不調に陥る前の段階で介入できる具体的な対策が求められる。周知だけでなく、カウンセリングの拡充など、より実効性のある予防策を検討していただきたい。

日高教：4. 仕事と子育て・介護など、家庭生活の両立を図り、ワークライフバランスを推進する観点から、各種休業・休暇制度や育児・介護支援に関わる次の事項について、早急に改善・整備を図られたい。

(2) 育児休業や子の看護休暇が取得しやすい環境整備を進められたい。

厚労省：国は、男女を問わず、誰もが希望に応じて育児休業や子の看護休暇を取得しやすい職場環境の整備を重要な課題として推進している。その一環として、2022 年 4 月から順次施行された改正育児・介護休業法では、男性の育児休業取得率の公表義務がある企業の範囲や、子の看護休暇の対象となる子の年齢・用途を拡充した。国は、この新しい制度が各企業で着実に実行されるよう取り組んでいるところである。また、特に中小企業の取り組みを強力に後押しするため、「両立支援等助成金」制度を設けている。この助成金は、育休取得者の業務を代替する同僚へ手当を支給したり、子の看護休暇を有給化したりした企業に支給されるものである。さらに、労務管理の専門家による個別相談支援も実施しており、これらの制度の活用を今後も積極的に促していく。

日高教：自身の経験から、教員は授業や専門性の高い部活動の代替が難しく、育児休暇を取得しづらいと痛感した。育休代替者に手当を支給する「両立支援等助成金」は、現在従業員 300 人以下の中小企業が対象であり、教員には適用されにくいのが現状である。まずは民間企業で対象となる従業員数を段階的に拡大し、将来的には公務員にも広がるよう、制度の拡充を検討していただきたい。

厚労省：ご意見に感謝する。『両立支援等助成金』は中小企業を対象としており、公務員の制度については総務省や文科省の所管

となる。助成金対象の拡大という提案については、省内に持ち帰り、今後の検討課題としたい。

日高教：育児休業を取り巻く社会環境は時代とともに大きく変化しているため、提案した助成金の対象となる企業の従業員規模については、ぜひ前向きに検討いただきたい。

日高教：人材確保に努める高知県では、子育て支援策として、育児休暇を取得した教員の業務を代替した同僚に対し、勤勉手当を上乗せ支給する先進的な取り組みを行っている。これは休暇取得者を支える周囲への配慮であり、優れた両立支援策だと考えている。このような、業務を代替した職員に手当を支給する仕組みを、教員だけでなく他の公務員にも広げる形で制度化するような議論が行われているか知りたい。

厚労省：公務員の両立支援制度については、厚労省の所管ではない。教員であれば文科省、その他の公務員であれば総務省など、それぞれの所管省庁が担当している。私どもから回答することはできない。

日高教：まずは民間企業において両立支援策の対象規模が拡大され、優れた取り組みが広がっていくことが重要だと考える。その上で、将来的にはそうした流れが公務員の分野にも波及し、制度がよりよいものになっていくことを、長期的な視点で強く期待する。

日高教：4. 仕事と子育て・介護など、家庭生活の両立を図り、ワークライフバランスを推進する観点から、各種休業・休暇制度や育児・介護支援に関わる次の事項について、早急に改善・整備を図られたい。
(4)子の看護等休暇については、18歳に達するまで適用の範囲を拡大されたい。

厚労省：国は、子の看護休暇制度の拡充を進めている。2022年4月の法改正により、休暇の対象となる子の年齢を「小学校3年生修了まで」に引き上げ、卒園式などの行事参加も取得理由として認められた。さらに、中小企業の自主的な取り組みを後押しするため、「両立支援等助成金」に新たな加算措置を設けている。これは、法律の基準を上回り、休暇を有給化して対象年齢を「中学校修了まで」に拡大した企業に対して支給されるものである。国としては、今後も改正法の着実な施行と助成金の活用促進を通じて、より子育てしやすい職場環境づくりを支援していく方針である。

日高教：子の看護「等」休暇が導入され、式典や学級閉鎖時にも使えるようになり感謝している。現場からは、これを運動会や参観日などの学校行事にも拡大してほしいという声が多く上がっている。また、共働きで頼ることの多い祖父母が孫の看護を理由に休暇を取得できるよう、制度の対象者を拡大できないかという意見もある。これらの休暇の用途や対象について、さらなる拡大を検討していただきたい。

厚労省：子の看護等休暇の対象行事を運動会や授業参観などへ拡大すること、また祖父母が「孫の看護」のために休暇を取得できる制度を設けることの2点の要望として承知した。まず、子の看護等休暇の用途拡大については、現行法では対象が子の看護または予防接種、健康診断、その他これらに準ずる行事とされており、提案いただいた運動会などは現時点では含まれていない。この点について、現場からの貴重な意見として省内に持ち帰り、今後の検討課題として共有したい。また、孫の看護のための休暇制度という提案も、重要な意見として承る。現在、企業によっては自主的に孫休暇のような制度を導入している好事例もある。まずは、そうした企業の取り組みを広く周知し、社会的な導入機運を高めていくことも有効な手段であると考えている。

日高教：子の看護等休暇の対象が「小3まで」に拡大されたことは感謝しているが、まだ不十分だと感じている。高学年になって子どもが一人で病院に行くのは難しく、親の付き添いは必要である。例えば福島県のように「18歳まで」とするのが合理的ではないか。高校生くらいまでは親のサポートが必要な場面も多いため、18歳は一つの基準になると考えられる。今後の対象年齢について、さらなる拡充の見通しがあるか伺いたい。

厚労省：貴重な意見をいただき、感謝する。ご指摘のように、対象年齢を義務教育修了もしくは18歳までに引き上げてほしいという意見は、私どもも承知している。しかしながら、対象年齢を小学校3年生修了までに引き上げた改正法が施行されたばかりである。現時点では、さらなる拡大の具体的な方向性をお示しすることは難しい状況である。まずは、この新しい制度の施行状況や社会への影響などをしっかりと見極めた上で、今後の検討を進めたい。いただいた意見は、今後の議論における重要な参考としたい。

日高教：共働き世帯が一般的な現状では、夫婦ともに子の看護等休暇を使い切ってしまうケースが少なくない。対象年齢外である小学校4年生以降に子どもが体調を崩した場合、結局は年次有給休暇で対応せざるを得ないのが実情である。こうした現場の状況を踏まえ、労働者が安心して仕事と子育てを両立できるよう、対象年齢の拡大や日数拡大について、ぜひ継続的な検討をお願いしたい。

日高教：4. 仕事と子育て・介護など、家庭生活の両立を図り、ワークライフバランスを推進する観点から、各種休業・休暇制度や育児・介護支援に関わる次の事項について、早急に改善・整備を図られたい。
(5)介護に関する休暇制度や介護休業給付金の拡充と、取得しやすい環境整備を進め、介護に係る経済的・精神的負担の軽減と、介護離職の抑制を図られたい。

厚労省：国は、介護離職の抑制と労働者の負担軽減をめざし、仕事と介護の両立支援に取り組んでいる。制度面では、2022年4月から事業主の義務を強化し、介護に直面した労働者への情報提供や相談窓口の設置などを義務付けた。また、中小企業に対しては「両立支援等助成金」の支給や専門家による無料相談などを通じて、積極的な取り組みを後押ししている。一方、経済的支援である介護休業給付金は、現在、休業開始前賃金の67%を支給している。給付率の拡充については、失業給付とのバランスなどを踏まえた慎重な検討が必要であるとの見解が示されており、当面は制度の周知に努める方針である。国はこれらの施策を通じて、労働者が離職することなく仕事と介護を両立できる環境整備をめざしている。

日高教：自身の経験から、介護休暇の日数について質問したい。母親が要介護になり、病院の送迎などで短期介護休暇の5日間はすぐに使い切ってしまった。現状の日数が対象者1人で5日、2人以上で10日と定められている根拠があれば伺いたい。特に両親2人が要介護になった場合、10日ではとても足りないと感じる。

厚労省：介護休暇の日数が設定された経緯については、この場で詳細を説明することが難しい状況である。ご指摘のように、現行の日数では不足するという意見は、私どもにも複数寄せられている。一方で、介護休暇は労働者からの申し出を事業主が原則として拒むことができない、法律で定められた権利である。そのため、日数の見直しにあたっては、労働者のニーズと事業主側の負担のバランスなどを考慮する必要があり、慎重な検討が求められている。いただいた意見は、今後の制度拡充を

検討するうえで大変貴重なものとして、省内に持ち帰りしっかりと共有する。

日高教：短期介護休暇は非常に助かる制度のため、今後のさらなる充実に期待している。引き続きの検討をお願いする。

＜財務省要請＞

財務省からは主計局文部科学係主計官補佐、厚生労働係主計官補佐の 2 名に対応頂いた。日高教からは鯉沼中央執行委員長（栃木）、松下中央執行副委員長（徳島）ら 5 名が参加した。

日高教：(5) 令和 8 年度の文科省概算要求で示された部活動指導手当の 3 時間 4,800 円への拡充については、部活動の地域展開、部活動指導の拠点校制度移行の重要な過渡期であることに鑑み、確実な予算措置を図られたい。

日高教：現在文科省が部活動指導手当を 3 時間程度 4,800 円として要求している。現状は 2,700 円であり、1 時間当たりの単価で見ると最低賃金を下回っている状況である。居住地と勤務地が離れている場合、交通費の負担が大きく、家計を圧迫している。また、県立学校では地域展開が進んでいないため、部活動指導を担いたくない方も担わざるを得ない状況にある。さらに、私立高校の授業料が無償化されることで部活動は私立高校と同様に魅力の一つとせざるを得ない状況も考えられる。これらの状況を踏まえ部活動指導手当の改善していただきたいが、どのように認識しているか。

財務省：今回の要請は高校の部活動ということだが、中学校の部活動においては地域の受け皿を用意していくと文化庁・スポーツ庁が示している。財源を確保するために、議論を進めていく状況である。部活動指導手当を引き上げることで地域展開を進めにくくなる状況が懸念される。どのように手当をつけていくか検討が必要であり、第一に考えることは教員の負担を減らすことと認識している。

日高教：高校では現状進んでいないなか、指導に当たる教員の負担を少しでも解消するため手当を引き上げていただきたい。

日高教：(11) 日本語の指導を含むきめ細かな支援の充実にについて、対象外国人児童生徒、その保護者および教職員がストレスなく円滑に意思疎通が図れるよう、多言語翻訳システム等 ICT の活用に十分な予算措置を講じられたい。

日高教：技能労務実習生の増加を背景に、外国籍の子どもが全国的に増えている。支援員がついていればコミュニケーションのサポートができるが、一人ひとりに対応する人数が確保されていない状況であり、スマートフォンの翻訳機能で対応しているのが現状である。一方、文科省が教員のスマホ使用を学校で制限することが示されたことで、生徒・保護者とコミュニケーションを取ることが困難になった。人材が配置されなければ対応できないことをどのように対処すればよいのか。

財務省：外国籍の児童生徒への対応の実情はよく伺っている。夜間中学校と高校では対象の生徒数に差がないか知りたい。一人の教員が複数の言語に対応することは困難と認識している。

日高教：兵庫県では外国籍の生徒が在籍する学校に対し、支援員を 6 校につき 3 人配置されているが足りない。ノウハウも足りない状況であるため、予算措置して中学校から高校へ入学してこられる状況となることが望ましい。

財務省：中学校から高校へは入学試験を合格してくるところの違いがあることを議論していく。

日高教：(1). 公立高校教育の地域公共サービスの観点から公立高校・特別支援学校における防災・減災の推進を図られたい。
①体育館の防災機能を高められるよう、エアコン設備の導入を推進されたい。
②林野火災や大規模災害に備えるための消防防災力・地域防災力の強化に向けて、災害による教育格差を生まないよう、学校における防災力を高められたい。

日高教：徳島県では、体育館へのエアコンの導入が始まっていくが、他県の状況を確認するとそうでない県も多々あることが分かった。南海トラフ地震をはじめとする災害への対策としてエアコンの導入が進んでいるが、暑さ対策などの環境が厳しく変化しているなか、安心・安全に子どもたちが学べる環境を整備することが重要であると考える。防災の拠点として活用できるよう改善をお願いしたい。

財務省：文科省予算で小中学校には体育館のエアコンを導入が始まっている。ご存知の通り避難所指定に対して地財措置している。

日高教：愛媛県では、89%が防災の拠点として期待されていることも踏まえていただきたい。

日高教：5. 令和 8 (2026) 年度内閣府所管であるこども家庭庁の概算要求事項について、次の事項を反映した政府予算案とされたい。
(1) 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障することに関して、次のように図られたい。

日高教：ヤングケアラーや児童虐待の課題があるため、現在も専門家に協力いただくことで対応している。悩みを聞くことで先生が悩んでしまう場合に、スクールソーシャルワーカー（SSW）に問い合わせができるということは大きな安心につながる。栃木県では、SSW が県立学校に 1 名しか配置されておらず、不足分は市町村に配置された SSW に相談する形となっている。しかし、県立学校へは市町村をまたいで進学するため、内容が引き継がれにくいという課題がある。県立学校における専門の外部人材の配置については遅れている状況であるため、配置・拡充を進めていただきたい。また、SSW などの専門家の多くが会計年度任用であり待遇面の課題がある。常勤でないことから相談が必要なときにすぐに対応できないところも改善していただきたい。

財務省：ヤングケアラーの支援は自治体の実態調査で支援体制の整備計画をパッケージ 1, 2 としているため、こども家庭庁と連携していきたい。児童虐待については、ICT の活用を昨年度盛り込んでいる。児童福祉司の採用試験や人材育成を支援していく。

日高教：子どもたちが学校でも安心できる。家庭でも安心できる環境でないとよい教育が行われないと踏めていただきたい。

日高教：予算作成に向け、今回の内容を検討いただけるようお願いしたい。



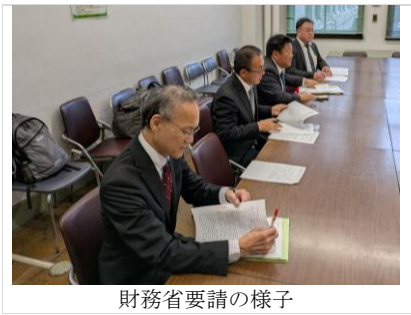
要望書を手交する
松下中央執行副委員長

コメントの追加 [高愛1]: この説明文の内容がよく分からないのですが、「私立高校に部活動の強豪校が多いため、生徒が私立高校に流れ、公立高校の部活動が学校の魅力の一つになりづらくなる」という意味合いでしょうか？

日高教ニュース

1035号 2025年12月24日

日高教：部活動指導手当を文科省が4,800円に引上げとしているがどうなりそうか。
財務省：財源が確保できるかによる。要望は理解しているが予算が用意できるかは文科省以外も要求があるため精査してく。
日高教：財源確保は困難な状況か。
財務省：予算はそういったものである。



財務省要請の様子

日高教：高校の魅力の一つに部活動がある。地域展開が進まない理由の一つにあり、考え方によっては小中高と大きく巻き込んだ方が効果的という意見もある。
財務省：高校になると専門性も高くなるため、困難なところがあると思う。
日高教：高校生、社会人が含まれることで指導者になることがある。中学校だけが進んでも指導者不足が解消されない。
日高教：少子化が進むと部活動が単独で活動できなくなっている。スポーツ・文化活動の維持のためにも部活動に対する改善をお願いしたい。

＜こども家庭庁要請＞

こども家庭庁からは、成育局成育環境課 主査、支援局総務課自殺対策室 主査、支援局総務課地域支援係 係長、支援局総務課地域支援係 主査、支援局虐待防止対策課 係長、支援局虐待防止対策課 主査、支援局家庭福祉課 主査、支援局障害児支援課 係長、8名に対応いただいた。日高教からは小松山中央執行副委員長(福島)ら4名が参加した。



要望書を手交する
小松山中央執行副委員長

日高教：2. 令和8(2026)年度こども家庭庁関係の概算要求事項について、政府予算案の確定、または予算案成立までに次の事項を反映されたい。
(1) 児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー支援等に関して、次のように図られたい。
① ヤングケアラーへの支援について、ヤングケアラー・コーディネーター配置拡充を図られたい。
③ひとり親世帯への支援について、対象となる家庭の状況を正確に把握したうえで適切な支援が行われるよう取り組まれたい。

こ家庁：ヤングケアラーへの支援については、令和3年度に厚労省と文科省の連携プロジェクトにおいて、ヤングケアラーは家庭内のデリケートな課題で表面化しにくく、福祉、介護、医療、教育等の連携により早期に把握し、必要な支援につなぐことが重要であるため、報告書にもとづいて地方自治体における実態調査の実施や支援に繋ぐコーディネーターの配置、外国語対応が必要な家庭への通訳派遣等、必要な支援体制の整備で評価を進めており、地方自治体におけるコーディネーターの配置については、支援体制、強化事業等を通じて財政的な支援を実施しているところである。また、令和6年6月に成立したこども子育て支援方法の一部改正法では、こども若者育成支援推進法を改正し、ヤングケアラーを家族介護のその他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども若者と定義し、国地方公共団体が支援に努めるべき対象として位置付けた。また、令和6年度に公布されたこども子育て支援法の一部改正する法律では、こどもを若者育成支援推進法改正してヤングケアラーを家族の会と、その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもと提起し、国および地方公共団体で支援に努めるべき対象として位置づけた。これにより、新対象を18歳未満に限らず、概ね30歳未満、状況に応じて40歳未満の若者期まで視野に入れて整理した。これを踏まえ、進学や就職の選択などで自立に向けた重要な移行期である若者期を切れ目なく支えるという観点から18歳以上がヤングケアラーの個別相談対応も行うヤングケアラーコーディネーターを持続的に配置するようにした。これは令和6年度補正予算で予算計上した。さらに令和8年度の要求としては、市区町村でも活用できるよう、訪問支援金の配置加算というものを考えており、令和8年度当初予算の方で要求をしている。引き続き、個々の状況に応じて適切な支援が行われるよう、国の予算や事業の活用も含めて、自治体におけるヤングケアラーの支援体制強化に努める。

日高教：ヤングケアラーについてだが、現在県立中等教育学校に在籍し、中学校と高校を見ているが、松山市教育委員会はスクールソーシャルワーカーを手厚く配置しており、調査回数も県立学校より多く実施している。義務教育段階では早期発見のために様々な取り組みをされているが、県立学校の場合だと年に1回実施しているかどうかである。そのため、高校段階はヤングケアラーを見つけ出すのが難しい状況にある。また、高校段階では担任がヤングケアラーの生徒に対してどのように外部機関につなげばいいかわからないケースが散見される。高校段階においてもヤングケアラーの早期発見に向け、スクールソーシャルワーカーの増員を含めた施策を考えていただきたい。
こ家庁：高校生に対する実態調査については、自治体と連携して実施してほしいと考えるが、市区町村等で対応が難しい場合は都道府県と連携して広域的な調査をお願いしたい。また、高等学校における連携に対する不安については、自治体でこども家庭センターや児童福祉の分野があるので、どこが相談先になるのかを事前に把握をしていただきたい。

日高教：2. 令和8(2026)年度こども家庭庁関係の概算要求事項について、政府予算案の確定、または予算案成立までに次の事項を反映されたい。
(1) 児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー支援等に関して、次のように図られたい。
② 児童虐待防止対策として ICT を活用した児童相談所の相談機能の強化や児童福祉司等の人材育成に関する事業の拡充を図られたい。
こ家庁：児童相談所の ICT 化については推進補助やデジタル技術の導入をする経費の補助により、相談機能の強化や、職員の負担軽減の向上に取り組んでいる。児童相談所における児童福祉士や児童福祉心理士といった専門的な人材については、令和4年12月に策定し令和6年12月に改定した新たな児童虐待防止対策体制総合評価プランにもとづき、計画的に増員する

日高教ニュース

1035号 2025年12月24日

こととしている。具体的に児童福祉心理士においては令和4年度に5,780名程度、8年度まで1,610名程度増員し7,390名程度を配置することにした。また児童福祉心理士については令和4年度2,350名程度、8年度まで950名程度増員し3,300名程度配置できるようにすることを目標としている。こども家庭庁として、児童相談所における専門的な人材の育成と確保定着について、自治体が行う採用活動に対する補助、児童福祉士の任用資格取得のための講習の受講料の補助、児童相談所業務の魅力発信、職員の精神的なケアを行う心理職等の配置費用補助など支援を行っている。これらの取り組みから児童相談所における専門的な人材の確保に努める。

日高教：2. 令和8(2026)年度こども家庭庁関係の概算要求事項について、政府予算案の確定、または予算案成立までに次の事項を反映されたい。

(1) 児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー支援等に関して、次のように図られたい。

③ひとり親世帯への支援について、対象となる家庭の状況を精確に把握したうえで適切な支援が行われるよう取り組まれたい。

こ家庁：1人で子育てを仕事をする家庭における課題については、問題が複雑複合化しており、令和8年度概算要求ではこれに対応するために相談支援体制の強化を出している。具体的には丁寧な説明によって細かく人数を把握するために自治体において福祉専門職を配置するための費用補助している。また、自治体が行う取り組みやすいよう令和7年度までは個々のメニューで予算補助設定されていたが、それらを廃止し、パッケージ化することにより取り組みやすいようにした。以上のことから1人親家庭の相談体制強化に取り組んでいきたい。

日高教：3. 仕事と子育て・介護など、家庭生活の両立を図り、ワークライフバランスを推進する観点から、各種休業・休暇制度や育児・介護支援に関わる次の事項について、早急に改善・整備を図られたい。

(5) 学童保育等の拡充を図り、安心して働ける体制を確立されたい。

こ家庁：令和7年5月1日現在における登録事業数は過去最高の約156万8千人となっている。待機児童数は昨年度から減少したが、約1万7千人相当の待機児童数が発生していることから、待機事情の解消は喫緊の課題と認識している。2024年12月には文科省と放課後児童対策パッケージ2025をまとめ、様々な対策を行っている。待機児童については、一定地域や地域に偏りがあることが分かっており、それぞれに応じた対策が求められている。特に、夏休みは利用ニーズが高いことから、本年度から夏季休業期間に通常の事業所の他に部室を設置しクラブを運営する場合の加算を創設し支援を拡充している。今後とも共働き家庭等の小学生が放課後安全安心に過ごせる居場所の整備を着実に進めることが重要と考えており、待機事情の状況等を踏まえつつ、地区町村において放課後児童クラブの受け皿整備が行えるよう、引き続き子育て世代のニーズにあった仕様を行っていきたい。

日高教：1人親世帯や共働き世帯が増加傾向にある。安心してこどもを預けられる場の確保が非常に重要となると認識している。特に夏休み期間中や放課後のニーズに対して支援を拡充したいという説明があった。場の確保については、朝に課題があると認識している。こどもが学校に出発するのを見届けてから、保護者が家を飛び出し大急ぎで職場へ向かうのが日常である。一部の自治体ではシルバー人材やボランティアの人材がこどもを朝7時から預かる取り組みを行っているところもあり、地域資源を生かした柔軟な支援のあり方だと考える。このことから、朝時間帯におけるこどもの居場所確保ならびに地域人材の活用、制度設計の構築ならびに各自治体への制度普及を望む。朝時間の認識についてはいかがか。

こ家庁：放課後児童クラブは8時からの対応が大多数である。学校から距離が遠い家庭の支援として送迎を支援することを、地域の方に協力サポートいただく支援の事業も入れている。朝時間については、こども家庭庁として対応していない。地域の方々にお願いをしていくしかない。

日高教：4. 障害や発達に課題のあるこどもへの支援、児童発達支援や放課後等デイサービス、医療的ケア児の支援など、障害児の福祉の増進・保健の向上を推進されたい。

(1) 幼児教育・保育の無償化に伴う就学前障害児を対象とした児童発達支援等のサービスの利用者負担額の無償化について、適用年齢を18歳までとするなど、適用年齢の拡大を図られたい。

こ家庁：障害支援に関するサービスの利用については1割負担を原則としつつ、それが過剰の負担とならないようにした負担額の上限額を設定している。こうした利用者負担については、これまでも改善を行ってきており、令和元年10月から3歳からの障害時にかかるものを無償化している。また、定額以上の所得の場合には早期支給制度の対象外としていたものを令和6年4月から支給対象としている。利用者見直しについては、制度の可能性や公平性の時などの観点から慎重な議論が必要であると考えているが、障害児童とその家族の支援は大変重要と考えており、障害児童の家族が安心して暮らすことができるよう取り組んでいく。

日高教：就学前の児童発達支援の利用は活発になって、療育の成果は非常に大きいものとなっている。小学校段階になると途絶えてしまうため、高校まで支援があればいいかと考える。本校でもASDの生徒が在籍しているが、偶然支援があり高校2年生で大学生が取るようなプログラミングの資格を取った生徒もいる。まずは小学校や中学校においては支援をしていただきたい。

日高教：5. こどもの自殺対策、いじめ防止対策や不登校児童生徒の支援の強化について、文部科学省と連携しながら迅速に対応されたい。一方、不登校児童生徒の対策については、学校へ過度な負担とならないよう配慮されたい。

こ家庁：自殺対策基本法が一部改正された。このなかでは、警察庁や厚労省が公表している小中高生の自殺者数を統計数値として用いており令和6年には529名と過去最多となった。こういった状況から、自殺対策基本法の一部を改正する法律では、こどもの自殺対策について社会全体で取り組むことということが基本理念に明記された。こども家庭庁は自殺対策の司令塔として機能してきたところではあるが、今般の法改正において明確にこどもの自殺対策がこども家庭庁の所管事務として規定されたところである。引き続き文科省と連携をしながら自殺対策に取り組んでいく。

いじめの背景については、様々な事情が複雑に関係しており、学校だけで抱え込むのではなく、教育や福祉といった地域の関係機関が連携して、地域全体でこどもへの支援を進めることが必要と考える。こども家庭庁では学校外からのアプ

ローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発実証事業を実施している。首長部局での取り組みや成果を展開していくことで、文科省から実施する学校や教育委員会におけるアプローチと同時に、いじめの長期化や重大化を防止できる地域の体制整備を構築したい。2025 年 1 月から国で収集している重大事態の調査報告書をもとに、いじめ重大化要因等の分析を行う検討会議を文科省と合同で開催した。現在、重大化を予防するための留意事項等の取りまとめを進めている。また、令和 8 年度概算要求では、首長局においていじめや不登校などのこどもの多様な悩みに対応するために、関係機関等のネットワーク構築を図り、解消に向けた取り組みを推進する予算を要求しているところである。今後とも文科省など関係各省と連携し、社会総掛かりで対策を進めていく。

不登校対策については、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策の通称「COCOLO プラン」にもとづいて、文科省においてはこどもの学びの観点から支援を行っており、こども家庭庁においてはこどもの育ち子育ての観点から取り組みを連携して進めているところである。こども家庭庁では本年度から実態も首長部局を対象とした不登校対策のモデル事業地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業を実施している。地方では、学校教育委員会における取り組みを踏まえた上で首長部局を中心に医療や福祉なども専門家を活用して、家庭環境や本人の発達特性などに応じたシーンや、学校以外の地域の居場所、悩みや不安を相談できる相談窓口について情報提供を行うなどしており、教育関係者と異なる視点から、不登校のこどもや保護者・家庭の悩みにきめ細かく対応していくことを目的としている事業である。こども家庭庁としては、引き続き文科省が行う学校や教育委員会を中心とした取り組みと連携をさせながら、首長部局と教育委員会と一体的にこどもへの支援を行えるように進める。



こども家庭庁要請の様子

日高教：ヤングケアラー、自殺対策、いじめ、不登校対策において県立学校現場で全部担っているのが担任であり、担任が最前線に対応している。様々な予算を出していただき上記が実現できればよいが、外部人材（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）が増えてきているものの、現場では不足している現状がある。栃木県のある学校ではスクールカウンセラーが 3 名配置されているが、予約が数か月先まで埋まっている状況である。児童相談所の機能強化、専門性の確保に取り組んでいると伺ったが、学校における生徒の生活状況を大きく変えられるような機能強化についても、今後取り組んでいただきたい。